

資料 No.4

違法薬物所持

イラン人逮捕

「2C-I」初摘発

今年4月の改正薬事法で違法薬物に指定された通称「2C-I」を販売目的で所持していたなどとして、警視庁相対2課は、薬事法違反容疑などで、イラン国籍のアリ・ナスイリー(容疑者(25))
Ⅱ東京都品川区西五反田Ⅱを逮捕した。2C-IはMDMAなどと同様、興奮や幻覚作用があるとされる。

2C-Iの摘発は全国で初めて。ナスイリー容疑者は東京・渋谷で違法薬物の取引を繰り返すイラン人グループの密売人の一人で、警視庁は入手ルートを追及することにも、グループの全容解明を進める。

調べでは、ナスイリー容疑者は5月10日深夜、自宅近くのマンション貯水槽に、2C-I 30錠(未端価格50万円)、覚醒剤約30g(同150万円)などを旅行かばんに隠して所持していた疑い。

朝 6/20, 産経 30

press release

平成19年8月7日 14時00分下記のとおり、報道関係に発表しました。

平成19年8月7日

福祉保健局

指定薬物(サルビノリンA)を含有する違法ドラッグの発見

～改正薬事法施行後、初めての指定薬物の検出～

平成19年6月、都内で販売されていた製品について試買を行い、健康安全研究センターの薬用植物園において鑑別を、また同センター本所で成分分析を行なったところ、薬事法第2条第14項において指定する「サルビノリンAを含むサルビアディビノラム」を発見しましたのでお知らせします。

1 薬事法違反の製品

製品名 : 「Smoke S DREAM」(スモークSドリーム)
性状 : 乾燥させた葉状のもの
内容量 : 一箱、2グラム入り
価格 : 二千円

2 検査結果

上記製品から、指定薬物である「サルビア ディビノラムの葉」が鑑別され、「サルビノリンA」を検出した。

3 違反の事実及び適用条文

薬事法第2条第14項で定める薬物を含有する違法ドラッグを販売したことは、同法第76条の4(販売、授与、販売又は授与の目的で貯蔵若しくは陳列等)の規定に違反する。

【都の対応】

- 1 販売業者へ立入し、販売状況等を調査した。
- 2 卸売事業者、小分け製造業者、原料輸入事業者に対して追跡調査
(当該品は、薬事法施行前に販売を中止し、既に自主回収している。)
- 3 福祉保健局ホームページに製品名等を掲載し、都民に摂取による危険性を周知
URL: <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/yakuji/index.html>
- 4 今後も試買による成分検査を継続し、違反品の発見及び流通防止に努める。

参考

【サルビア ディビノラム】

(属名等)

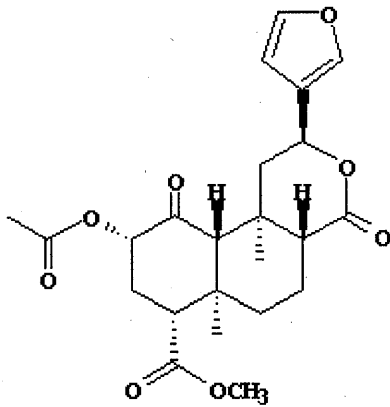
メキシコ原産のシソ科の植物

学名: *Salvia divinorum*

(薬理作用)

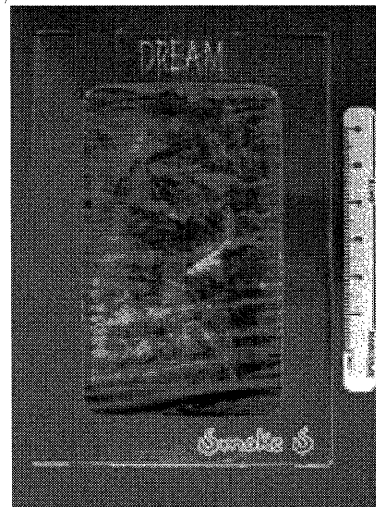
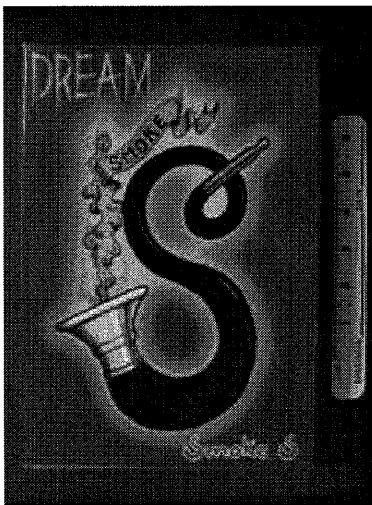
サルビノリンAを150～500 μ gを吸引すると、極めて強い幻覚作用を発現する。

・化学構造式



サルビノリンA

・製品写真



【問合せ先】

東京都福祉保健局健康安全室薬事監視課
ダイヤルイン 電話 5320-4512

- 報道発表資料
- 東京薬事インデックス
- 東京都食薬インフォベース
- 福祉保健局公式ホームページ